

スポーツ振興事業実施要領

この要領は、舞鶴市文化・スポーツ振興事業実施要綱（平成5年告示第59号）に規定するスポーツ振興事業について、その詳細、具体的な手続き、様式等に関して必要な事項を定めるものとする。

1 スポーツ・イベント

(1) スポーツ・イベント事業

① 事業内容

市民のスポーツに対する関心を、高めることを目的とするスポーツ・イベント事業で市長が採択したものを、予算の範囲内において実施する。

〔具体例〕 プロ野球試合、バレーボール（Vリーグ級）試合、招待高校野球試合、大相撲巡業、その近畿大会相当以上のスポーツ・イベント

② 実施形態 — 直接実施

(2) スポーツ・イベント事業

① 事業内容

公共的団体等が〔1〕のスポーツ・イベント事業の要件に画技灯する事業を行う場合は当該団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

※「公共的団体」とは、市内の学校、スポーツ協会、自治会、体育振興会、青年会議所、商工会議所、等の公共性を有する団体をいう。

② 対象事業

(1) のスポーツ・イベント事業の要件に該当する事業で、市長が認めたものとする。

ただし、収益を目的とするものは除く。

③ 補助金の額

対象事業に要する経費のうち、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額以内で、市長が認めた額とする。ただし、その額に10,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

④ 提出書類等

ア 申請書

- ・スポーツ・イベント助成事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・スポーツ・イベント助成事業計画書（様式第2号）
- ・スポーツ・イベント助成事業収支予算書（様式第3号）
- ・その他市長が必要と認める書類

イ 計画変更申請書（当初申請から計画が変更になった場合）

- ・スポーツ・イベント助成事業計画変更申請書（様式第4号）
- ・その他市長が必要と認める書類

ウ 実績報告書

- ・スポーツ・イベント助成事業実績報告書（様式第5号）
- ・スポーツ・イベント助成事業収支決算書（様式第6号）
- ・その他市長が必要と認める書類

⑤ 交付手続き等

「補助金等の交付に関する規則」（昭和50年規則第25号）に準ずる。

2 競技力向上対策

(1) 競技力向上対策事業

① 事業内容

市民の競技スポーツの振興を図ることを目的とする事業で、市長が採択したものを、予算の範囲内において実施する。

〔具体例〕 専門家を招へいして実施する研修会、講習会等

② 実施形態 ー 直接実施

(2) 競技力向上対策助成事業

① 事業内容

公共的団体等が (1) の競技力向上対策事業の要件に該当する事業を行う場合、又は指導者及び競技者の資質の向上を目的とした長期研修会への参加事業若しくは競技力の向上を図るための競技大会及び練習機会の参加事業で、市長が特に認めたものを行う場合は、当該団体に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

② 対象事業

ア 公共的団体等が行う (1) の競技力向上対策事業の要件に該当する事業

〔具体例〕 専門家を招へいして実施する研修会、講習会等

イ 公共的団体等が行う指導者もしくは競技者の資質の向上を目的とした、研修会への参加事業または競技力向上のための資格取得又は研修会への参加事業。

〔具体例〕 指導者及び競技者の育成を目的とした研修会、講習会等への参加、指導者を対象とした審判資格等の取得

ウ 市立中学校長が、運動部活動において競技力の向上を図るために行う事業

〔具体例〕 ・中体連主催の舞鶴市中学校総合体育大会、舞鶴市中学校新人体育大会、中丹中学校総合体育大会（駅伝大会含）
・市民スポーツ祭
・競技力向上に資すると市長が認める練習機会

エ 京都府小学校陸上競技選手権大会への児童の参加経費

オ 京都府中学校総合体育大会、近畿中学校総合体育大会、全国中学校体育大会への生徒の参加経費

カ 市スポーツ協会及びその加盟競技団体、並びにそれに準ずると認められる団体が行う、ジュニア（高校生以下）の競技力向上を主たる目的とし、市外からの参加者を広く募集し、2日間以上の日程で競技大会を開催する事業。

③ 補助金の額

アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

ア ②ア 対象事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額のうち予算の範囲内で市長が定める額。

イ ②イ 対象事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額のうち予算の範囲内で市長が定める額。ただし、(ア) 又は (イ) を限度とする。

(ア) 全国規模の講習会等 50,000円

(イ) 都道府県単位の講習会等 10,000円

ウ ②ウ 対象事業のうち予算の範囲内で市長が定める額。ただし、(ア) 及び (イ) を合わせた額を限度とする。

(ア) 学校均等割 150,000円

(イ) 生徒割 学校基本調査による生徒数に300を乗じて得た額。

エ ②エ又は② オ対象事業に要する経費のうち、予算の範囲内で市長が定める額。ただし、(ア) 及び (イ) を合わせた額を限度とする。

(ア) 交通費 JR線の利用を基本とし、公共交通機関による最も合理的な経路で算出した額。ただし、これにより難しい場合は、別に定める。

(イ) 宿泊費 競技に参加するため必要な宿泊日数（競技日の前日等に宿泊が必要で

- あつて、あらかじめ承諾を得た場合は、その日数を含む。)に要する費用。ただし、大会に参加する生徒1人につき1泊5,500円を限度とする。
- オ ②カ 対象事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額のうち予算の範囲内で市長が定める額。ただし、200,000円を限度額とする。

④ 提出書類等

ア 申請書

- ・競技力向上対策助成事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・競技力向上対策助成事業計画書（様式第2号）
- ・競技力向上対策助成事業収支予算書（様式第3号）
- ・その他市長が必要と認める書類

イ 計画変更申請書（当初申請から計画が変更になった場合）

- ・競技力向上対策助成事業計画変更申請書（様式第4号）
- ・その他市長が必要と認める書類

ウ 実績報告書

- ・競技力向上対策助成事業実績報告書（様式第5号）
- ・競技力向上対策助成事業収支決算書（様式第6号）
- ・その他市長が必要と認める書類

⑤ 交付手続き等

「補助金等の交付に関する規則」（昭和50年規則第25号）に準ずる。

(3) 競技大会参加激励金交付事業

① 事業内容

競技力の優れた選手等が市長の認めた競技大会に参加する場合は、当該選手に対し予算の範囲内で激励金を交付する。

② 対象となる選手等

- ア 舞鶴市に居住又は在学する者。
- イ その他市長が特に認めた者。

③ 対象となる競技大会

- ア (公財) 日本スポーツ協会又はその加盟団体が主催する全国規模の大会。
- イ (公財) 日本スポーツ協会加盟の各競技全国組織団体又はそれに準ずると認められた全国組織が主催(共催含)する全国大会。
- ウ (公財) 全国高等学校体育連盟・(公財) 日本高等学校野球連盟・全日本学生各競技連盟の主催する全国大会。

(「(公財) 日本スポーツ協会」との共催可) = 教育委員会から旅費等の補助がある大会は除く。
- エ オリンピック等の国際競技大会
- オ 上記 アからエ の大会に準ずると市長が認める競技大会。
- カ (公財) 日本スポーツ協会加盟の各競技全国組織団体または、(公財) 京都府体育協会の各競技京都府組織団体の推薦等により参加する国際大会(交流試合も含む)および国際強化合宿。

④ 交付対象としない事項

- ア 予選会等の選考会、当該競技団体から推薦、標準記録突破等の選考過程なく出場する者
- イ ねりんピック等の交流を目的とするレクリエーションスポーツ競技会

⑤ 激励金の額

次の区分に従い、それぞれ定められた額の範囲内で、市長が認めた額とする(激励金の額は10万円以内)。ただし、海外の競技大会の場合は、当該額の2倍の額とする。
また、オリンピック等の国際競技大会の場合は、市長が認めた額とする。

- ア 個人：高校生以下 1人1回につき 10,000円以内
上記以外の一般成人 1人1回につき 5,000円以内
- イ 団体：高校生以下 1チーム1回につき 50,000円以内
上記以外の一般成人 1チーム1回につき 25,000円以内

・「高校生以下」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校

(定時制・通信制を含む)、高等専門学校、特別支援学校(特別支援学級を含む)の生徒で、19歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。(ただし、高等専門学校の4年生・5年生は除く)

- ・「団体」に対する激励金の交付は、5名以上で実施する団体競技(種別・種目を含む)に出場する者を対象とし、種別ごとに交付する。
- ・1つの大会で複数種目に出場する場合でも、1種目分のみの交付とする。
(例: 1つの大会で個人戦シングル・ダブルスに出場する場合、10,000円を交付)

⑥ 提出書類

ア 大会参加証明書類

- ・大会の開催要項または実施要項等(全国大会と予選会の両方が必要)
- ・全国大会の出場根拠となる書類(予選会の成績表、当該競技団体からの推薦書類、標準記録突破証明書類等)
- ・その他市長が必要と認める書類

イ 結果報告書

- ・当該競技大会の成績、結果(組合せ表等)
- ・その他市長が必要と認める書類

⑦ 交付手続き等

証明書類に基づき、要件を確認した上で、支出手続きを行うものとする。
[報償費として支出]

⑧ 激励会の開催について

- 1 高校生以下を対象とする市長激励会を年2回程度開催する。
- 2 激励会の出席者以外に対する激励金は担当課より交付する。

3 地域スポーツの育成

(1) 地域スポーツ振興助成事業

① 事業内容

公共的団体等が地域スポーツの振興を目的とする事業で、市長が認めたものを行う場合は、当該団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

※「公共的団体」とは、市内の学校、スポーツ協会、自治会、体育振興会、青年会議所、商工会議所、等の公共性を有する団体をいう。

② 対象事業

ア又はイに掲げる事業(営利を目的とするものは除く)とする。ただし、1の年度において、1の団体につき、1回を限度とする。

ア 地域が一体となって取り組む各種のスポーツ大会等のスポーツ振興を目的とする

- イ 事業。
スポーツ協会加盟団体において、新たに取り組む地域でのスポーツ振興を目的とする事業。

③ 補助金の額

対象事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額以内で、市長が認めた額（その額に10,000円未満の端数がある場合は、当該端数金額を切り捨てた額）とする。

ただし、次の区分により、それぞれ定める額を当該補助金の限度額とする。

ア 小学校区を単位とする対象事業 100,000円

イ 中学校区を単位とする対象事業 150,000円

ウ 全市的な対象事業 200,000円

エ 上記 ウ に該当する事業で、地域活性化に大きく寄与すると市長が認めるもの

400,000円

④ 提出書類

ア 申請書

- ・地域スポーツ振興助成事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・地域スポーツ振興助成事業計画書（様式第2号）
- ・地域スポーツ振興助成事業収支予算書（様式第3号）
- ・その他市長が必要と認める書類

イ 計画変更書

- ・地域スポーツ振興助成事業計画変更申請書（様式第4号）
- ・その他市長が必要と認める書類

ウ 実績報告書

- ・地域スポーツ振興助成事業実績報告書（様式第5号）
- ・地域スポーツ振興助成事業収支決算書（様式第6号）
- ・その他市長が必要と認める書類

⑤ 交付手続き等

「補助金等の交付に関する規則」（昭和50年規則第25号）に準ずる。

(2) スポーツ少年団育成助成事業

ア スポーツ少年団活動支援事業

① 事業内容

地域のスポーツ少年団の育成を図り、その活動を支援するため、当該スポーツ少年団に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

A 活動支援助成として、登録料相当額を助成する。

B 団活動及び組織の更なる強化を図るため、登録する指導員及び団員の人数に比した助成をする。

② 助成金の額

A 当該スポーツ少年団の登録（市、府、国）に係る登録料相当額。

B 団員と指導者を合わせた数に 500 円／1 人を掛けた額。

③ 提出書類

A

ア 申請書

- ・スポーツ少年団育成支援事業助成金交付申請書（様式第 7 号）
- ・当該スポーツ少年団登録一覧表等
- ・その他市長が必要と認める書類

イ 結果報告書

- ・スポーツ少年団育成支援事業助成金結果報告書（様式第 8 号）
- ・その他市長が必要と認める書類

B

ア 申請書

- ・スポーツ少年団指導員等活動支援事業助成金交付申請書（様式第 1 号）
- ・各単位団スポーツ少年団事業計画書（様式第 2 号）
- ・各単位団スポーツ少年団事業収支予算書（様式第 3 号）

イ 結果報告書

- ・スポーツ少年団活動実績報告書（様式第 4 号）
- ・各単位団スポーツ少年団事業収支決算書（様式第 5 号）
- ・その他市長が必要と認める書類

④ 交付手続き等

「補助金等の交付に関する規則」（昭和 5 0 年規則第 2 5 号）に準ずる。

イ スポーツ少年団指導者研修助成事業

① 事業内容

新たなスポーツ少年団の育成を促進するため、設立の指導員に対し、認定員等資格取得講習会の参加に要する交通費について助成金を交付する。

また、既設の単位団に登録している指導者で上記資格を有していない者についても助成の対象とする。

② 助成金の額

講習会の参加に伴う交通費とする。

③ 提出書類

ア 申請書

- ・スポーツ少年団指導員研修費助成事業助成金交付申請書（様式第 1 号）
- ・指導員研修会実施要綱等内容のわかる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

イ 結果報告書

- ・スポーツ少年団指導員研修会参加報告書（様式第 2 号）
- ・その他市長が必要と認める書類

④ 交付手続き等

「補助金等の交付に関する規則」（昭和 5 0 年規則第 2 5 号）に準ずる。

ウ スポーツ少年団地域活動助成事業

① 事業内容

スポーツ少年団が主体となって実施する、地域と一体となって取り組む社会奉仕活動やレクリエーション活動等の事業を行う場合において、その活動を支援するため、当該スポーツ少年団に対し予算の範囲内で助成金を交付する。

② 対象事業

スポーツ少年団が主催し、または地域と共催して実施する事業で、地域と一体となって取り組む社会奉仕活動（清掃活動等）、レクリエーション活動、まちづくりにつながるような活動（まちの散策探検等）及び地域行事（お祭り等）イベント等

③ 助成金の額

○対象：スポーツ少年団

対象事業に要する経費のうち、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以内で市長が認めた額とする。限度額を50,000円とする。

ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てた額とする。

④ 提出書類

ア 申請書

- ・スポーツ少年団活動助成事業助成金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・事業収支予算書（様式第3号）
- ・その他市長が必要と認める書類

イ 結果報告書

- ・スポーツ少年団活動助成事業助成金結果報告書（様式第4号）
- ・事業実績報告書（様式第5号）
- ・事業収支決算書（様式第6号）
- ・その他市長が必要と認める書類

⑤ 交付手続き等

「補助金等の交付に関する規則」（昭和50年規則第25号）に準ずる。

スポーツ振興基金取扱注意事項

舞鶴市文化・スポーツ振興基金事業のうち、スポーツ振興基金の適正な執行を促進するために、舞鶴市文化・スポーツ振興事業実施要綱（以下要綱という。）及び、スポーツ振興事業実施要領（以下要領という。）の取扱注意事項について定める。

（共通事項）

1. 「舞鶴市文化・スポーツ振興基金の補助対象事業」であることを、プログラム等に明示すること。
2. 申請は、事業1ヵ月前を目途に、できるだけ早く行うこと。
3. 事業終了後の実績報告は、終了後1ヵ月以内に行うこと。
4. 実績報告には、必ず領収書の（写）を添付すること。

（スポーツ・イベント助成事業関係）

1. 公共的団体とは、法人、未法人を問わない。
2. 対象事業は、「スポーツの振興」を目的とするもので、営利を目的とするものは対象としない。（商店街等が主催する集客のためのスポーツ大会等は対象としない）
3. 対象事業が下記の条件を満たす場合には、優勝杯（持ち回り）を各大会1つに限り贈与することができる。
 - ① 大会の参加対象者が中学生以下であること。
 - ② 大会参加者のうち、2分の1以上が中丹圏外からの参加者であること。
 - ③ 大会の日程が複数日に及ぶこと。
4. スポンサー付き事業については、極端なものでないかぎり対象とする。（後援、講師幹
旋参加賞提供、程度は認めるが、それらに要した経費は対象経費から除く。）
5. 補助対象経費は、以下の費用等とし、必要最小限の額に限るものとする。
6. 報酬、旅費、宿泊費、食糧費、印刷製本費、借上費、消耗品費、通信運搬費、委託料ほか事業実施上必要と認められるものとする。（慰労会経費、酒類の提供費、備品費は対象としない。）
7. ボランティアへの謝礼は対象とする。
8. 実績報告書には、開催要項、大会プログラム等を添付させること。

（競技力向上対策助成事業関係）

1. 研修等への参加に関して、主催団体の「公共的団体等」とは、国の機関、（財）日本スポーツ協会及びそれに準ずる全国的な組織又は都道府県各競技団体及びそれに準ずる組織とする。
2. 研修会等への参加に関して、補助については1人年1回を限度とする。
3. 補助対象経費は、以下の費用等とし、必要最小限の額に限るものとする。
報酬、旅費、宿泊費、食糧費、印刷製本費、借上費、消耗品費、通信運搬費、委託料ほか

事業実施上必要と認められるものとする。（参加事業については、資料代、受講料も対象とする。）ただし、旅費計算については、基本的には、舞鶴市旅費規定の4等級（日当は省く）に準じる。

4. 実績報告書には、開催要項等を添付させること。

（地域スポーツ振興補助事業関係）

1. 一地域年一回の補助とし、一事業に限らず複数の事業をまとめた申請も可とする。
2. 補助対象経費は、以下の費用等とし、必要最小限の額に限るものとする。
3. 報酬、旅費、宿泊費、食糧費、印刷製本費、借上費、消耗品費、通信運搬費、委託料ほか事業実施上必要と認められるものとする。（参加事業については、資料代、受講料も対象とする。）ただし、旅費計算については、基本的には、舞鶴市旅費規定の4等級（日当は省く）に準じる。

（スポーツ少年団育成助成事業関係）

1. A助成事業として、単位団が負担する登録料（国、府、市）の相当額を助成するものとし、当該年度の登録手続きが済んでからの申請とする。
2. B助成事業として、団活動をさらに促進させるため、登録された団員と指導員の人数に、500円／1人を掛けた金額を助成するもので、事業費の1／2補助として、原則として、年度当初に概数で申請し、登録数確定後に変更申請を行うものとする。
3. A、B両事業の補助金申請は、各単位団につき年1回とする。
4. 対象となる指導員や団員は、各年度の6月30日までに舞鶴市スポーツ少年団に登録手続きを済ませた人数とする。

（スポーツ少年団指導員研修費助成事業関係）

1. 認定員等講習会の参加を取りやめた場合は、速やかに返金するものとする。

（スポーツ少年団活動助成事業関係）

1. 対象事業は、「単位団が属する地域との振興」を目的とするものとする。
2. スポーツ少年団に対する補助対象経費は、以下の費用等とし、必要最小限の額に限るものとする。
報酬、旅費、宿泊費、印刷製本費、借上費、消耗品費、通信運搬費、委託料ほか事業実施上必要と認められるものとする。（慰労会経費、酒類の提供費、備品費は対象としない。）

様式第 1 号

令和 年 月 日

舞鶴市長

殿

申請者 団 体 名

代表者 住所

氏名

(TEL) ー

事業補助金交付申請書

舞鶴市文化・スポーツ振興基金 文化・スポーツ振興事業実施要綱に基づき、
事業補助金（助成金）の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

補助金（助成金）交付申請額

円

様式第2号

事業計画書

1. 事業を計画した理由

2. 事業の内容

3. 事業費（建設等の工事の場合は、業者の見積書を添付のこと）

円

4. 事業実施予定日または期間

令和 年 月 日

令和 年 月 日

收支予算書

◎ 収入の部

項 目	金 額	備 考
	円	
計	円	

◎ 支出の部

項 目	金 額	備 考
計	円	

様式第4号

令和 年 月 日

舞鶴市長

殿

申請者

団 体 名

代 表 者 住 所

氏 名

計画変更申請書

令和 年 月 日付けで補助金の交付申請をした下記事業について事業内容の変更をしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業名

2. 変更の理由

3. 変更の内容

4. 変更後の補助金申請額

円

様式第5号

令和 年 月 日

舞鶴市長

殿

団 体 名

代 表 者 住 所

氏 名

事業実績報告書

事業が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業の内容

2. 事業実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

※添付書類

収支決算書（領収書（写）添付のこと。）

收支決算書

◎ 収入の部

項 目	金 額	備 考
	円	
計	円	

◎ 支出の部

項 目	金 額	備 考
計	円	

様式第7号

令和 年 月 日

舞鶴市長

殿

申請者 団 体 名

代表者 住所

氏名

TEL

申 請 書

舞鶴市文化・スポーツ振興基金 文化・スポーツ振興事業実施要綱に基づき、

の交付を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

○

交付申請額

円

様式第8号

令和 年 月 日

舞鶴市長

殿

団 体 名

代表者 住所

氏名

TEL

結 果 報 告 書

事業が終了いたしましたので、関係書類を添えて
報告いたします。

記

舞鶴市指令書第 号

令和 年 月 日付けで申請の
に対する補助金（助成金）については下記の条件を付けて金 円
を交付する。

令和 年 月 日

舞鶴市長

条件

1. 本補助金（助成金）は に充当すること。
2. 事業実績報告書は事業終了後直ちに提出するとともに帳簿上収支を明確にし、かつ証拠書類
を整備しておくこと。
3. 次の各号の一に該当すると認められるときは補助金（助成金）の全部または一部の返還を命
ずることがある。
 - （1）第1項以外の経費にこの補助金（助成金）を使用したとき
 - （2）決算の結果、残額を生じたとき
 - （3）その他本条件に違反したとき